

令和5年11月22日

各 位

副病院長（働き方改革担当）

医師の時間外労働時間規制への対応について

令和6年4月から施行される医師の時間外労働時間規制に伴い、本院において下記のとおり運用いたします。

なお、B水準及び連携B水準に該当する医師については、別途、診療科長宛にご連絡いたしますのでご確認願います。

記

1. 時間外労働時間（外勤時間を含む）による水準の設定
 - ・ A 水 準：年間960時間以下
 - ・ B 水 準：年間1,860時間以下
 - ・ 連携B水準：年間1,860時間以下（院内については、960時間以下）
2. 勤務間インターバルの確保及び代償休息の付与
 - ・ A水準の医師は努力義務となりますが、基本的には適用することとしてください。
 - ・ 勤務間インターバル及び代償休息は特別休暇（有給）の取扱いとなります。
3. 面接指導の実施
 - ・ 1か月の時間外・休日労働時間が100時間以上と見込まれる医師に対し実施。（対象者には、別途、連絡をしますのでご対応願います。）

※裁量労働制教員は適用されません。

担当：総務課人事係
内線：2009
E-mail：jinji@med.miyazaki-u.ac.jp

基本的な考え方

【1. 基本的なルール】 ※義務対象はB・連携B・C水準の適用対象となる医師。A水準の適用となる医師については努力義務。

- 連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制は、原則として次の2種類が設けられている(C-1水準が適用される臨床研修医を除く)。
 - ① 始業から24時間以内に9時間の継続した休息时间(15時間の連続勤務時間制限)：通常の日勤及び宿日直許可のある宿日直に従事する場合を基本としつつ、
 - ② 始業から46時間以内に18時間の継続した休息时间(28時間の連続勤務時間制限)：宿日直許可のない宿日直に従事する場合
- 確実に休息を確保する観点から、9時間又は18時間の継続した休息時間は、事前に勤務シフト等で予定されたものであることを原則とする。
 - ※ 例えば、事前に勤務シフト等で予定された休息時間が8時間であり、当日、たまたま休息時間を1時間延長して9時間の継続した休息時間を確保することができた、といったケースは、適当ではない。
 - ※ 医療機関の管理者は、勤務する医師が9時間又は18時間の継続した休息時間を確保できるように勤務シフト等を作成する必要がある。
- 予定された9時間又は18時間の継続した休息時間中にやむを得ない理由により発生した労働に従事した場合は、当該労働時間に相当する時間の代償休息を事後的に付与する。(当該労働の発生した日の属する月の翌月末までに付与) ※C-1水準が適用される臨床研修医への適用については後述。
- 宿日直許可のある宿日直に継続して9時間以上従事する場合は、9時間の継続した休息時間が確保されたものとみなし、この場合に通常の勤務時間と同態様の労働が発生し十分な睡眠が確保できなかった場合は、管理者は、当該労働時間に相当する時間の休息を事後的に付与する配慮義務を負う。(※)
 - ※ 当該宿日直中に発生した労働の負担の程度に応じ、休暇の取得の呼びかけ等の休息時間を確保するための何らかの取組を行う義務が発生する。(必ずしも結果として休息時間の確保そのものが求められるものではない。)
 - ※ 宿日直許可のある宿日直に継続して9時間以上従事する場合において、継続した9時間を超える分の時間については、当該時間に通常の勤務と同態様の労働が発生した場合でも、当該配慮義務は発生しない。

【2. 「始業」の考え方】

- 連続勤務時間制限の起点となる「始業」は、事前に勤務シフト等で予定された労働の開始時とする。
 - ※ 例えば、1日の間に短時間の休息と労働が繰り返されることが予定されている場合は、それぞれの労働の開始が「始業」扱いとなる。

【3. 2種類の連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制の関係】

- ①「始業から24時間以内に9時間の継続した休息时间(15時間の連続勤務時間制限)」と、宿日直許可のない宿日直に従事する場合の②「始業から46時間以内に18時間の継続した休息时间(28時間の連続勤務時間制限)」について、①と②の間に段階的な規制の適用を行うことはない(例えば始業から16時間継続して宿日直許可のない宿日直を含む勤務を行った場合、②が適用され、次の業務の開始までに18時間の継続した休息時間が必要となる)。

勤務間インターバルの基本ルール（概要）

勤務間インターバルには、原則として2種類の基本ルールがあります。

◆ 勤務間インターバルの基本ルール ◆

① 始業から **24 時間以内** に **9 時間の継続した休息时间**（15 時間の連続勤務時間制限）

※通常の日勤の場合

※宿日直許可のある宿日直に従事する場合

（24 時間以内に9 時間以上の宿日直許可のある宿日直に従事する場合、インターバルが確保されているとみなされる）

② 始業から **46 時間以内** に **18 時間の継続した休息时间**（28 時間の連続勤務時間制限）

※宿日直許可のない宿日直に従事する場合

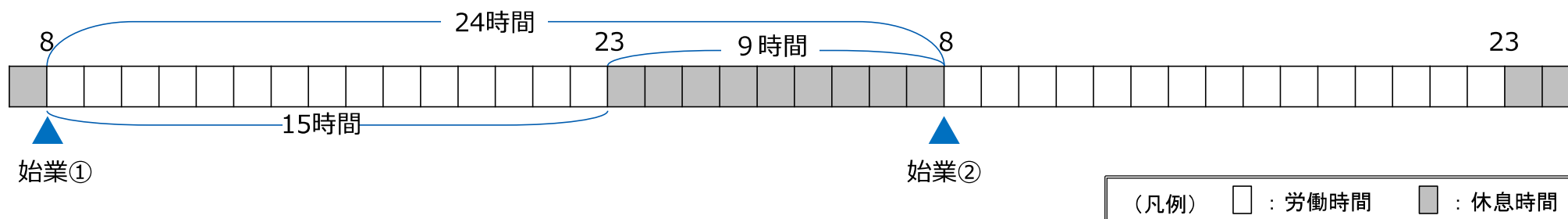
（注）C 1 水準が適用される臨床研修医については、入職まもない時期でもあることから、連続勤務時間制限等を手厚くする等の観点から、別途のルールが設けられています。詳細についてはP36を参照。

勤務間インターバルの基本ルール①（通常の日勤の場合）

◆通常の日勤の場合◆

始業（※）から**24時間以内に9時間の継続した休息时间**を確保する必要があります。

※連続勤務時間制限の起点となる「始業」は、勤務シフト等で予定されていた業務の開始時となります。



◆ 関連Q A ◆

Q. 連続勤務時間制限となる15時間及び28時間中（C-1水準を適用する臨床研修医については24時間）に、労基法で定められる休憩時間（労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与える）は含まれるのでしょうか。

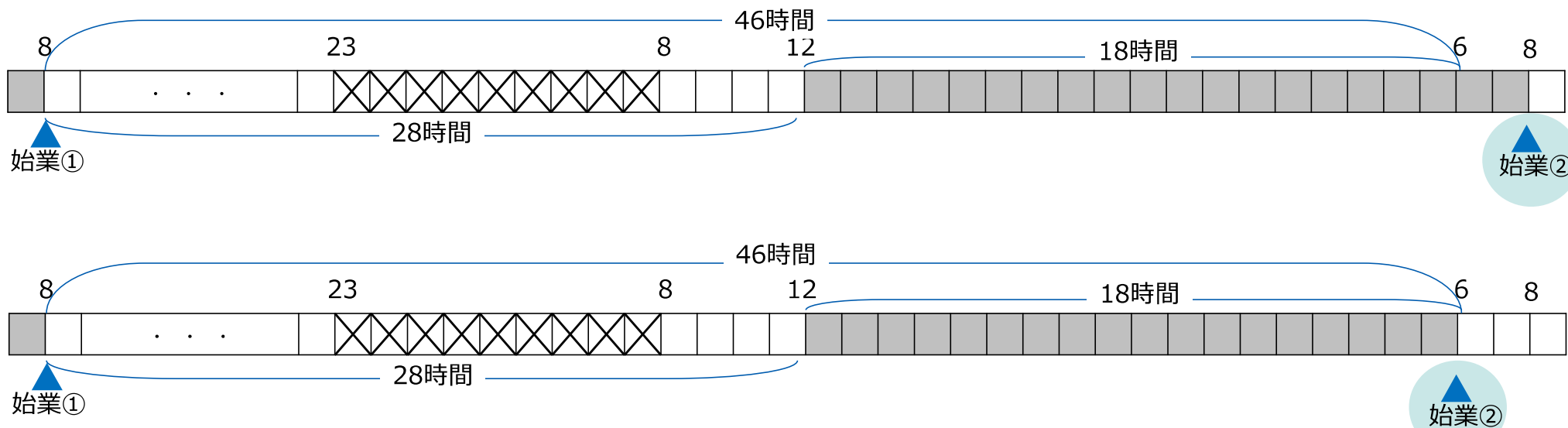
A. 連続勤務時間は労基法に定める休憩時間を含みます。その上で、始業が午前8時の場合の連続勤務時間の上限は23時又は翌日12時（C-1水準を適用する臨床研修医については翌日8時）までとなります。

<勤務間インターバル②（46時間で18時間の継続した休息）>

勤務間インターバルの基本ルール②

◆宿日直許可のない宿日直に従事する場合◆

始業から**46時間以内**に**18時間の継続した休息**を確保する必要があります。



(凡例) □ : 労働時間 ■ : 休息時間 ⊠ : 宿日直許可のない宿日直の時間

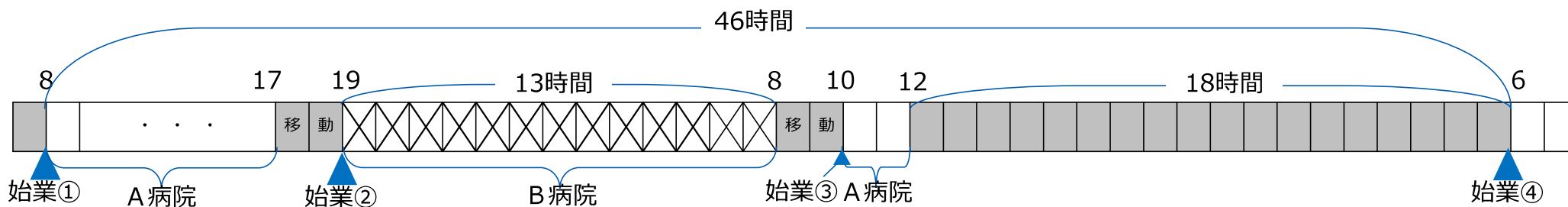
<勤務間インターバル②（46時間で18時間の継続した休息）>

適用例 2：主たる勤務先で勤務後、副業・兼業先の宿直に従事する場合

◆始業から46時間以内で18時間の継続した休息を確保する場合の適用例◆

適用例 2：主たる勤務先で勤務後、副業・兼業先の宿日直許可のない宿直に従事する場合
(※副業・兼業先と調整して、勤務間インターバルを確保できるよう勤務シフトを組む必要があります。)

下記例では、A病院での始業①から46時間以内に18時間以上のインターバルを確保していることになります。



(凡例) □ : 労働時間 ■ : 休息時間 ⊠ : 宿日直許可のない宿日直の時間

代償休息の基本ルール（概要）

◆ 代償休息付与の基本ルール ◆

- 予定された9時間又は18時間の継続した休息時間中にやむを得ない理由により発生した労働に従事した場合、医療機関の**管理者**は、その**労働時間に相当する時間分**を**代償休息として付与**する必要があります。
- 対象となる**労働時間が発生した日の属する月の翌月末まで**に**できるだけ早期に確保**する必要があります。

代償休息付与に関する留意事項 ～疲労回復に効果的な付与の観点から～

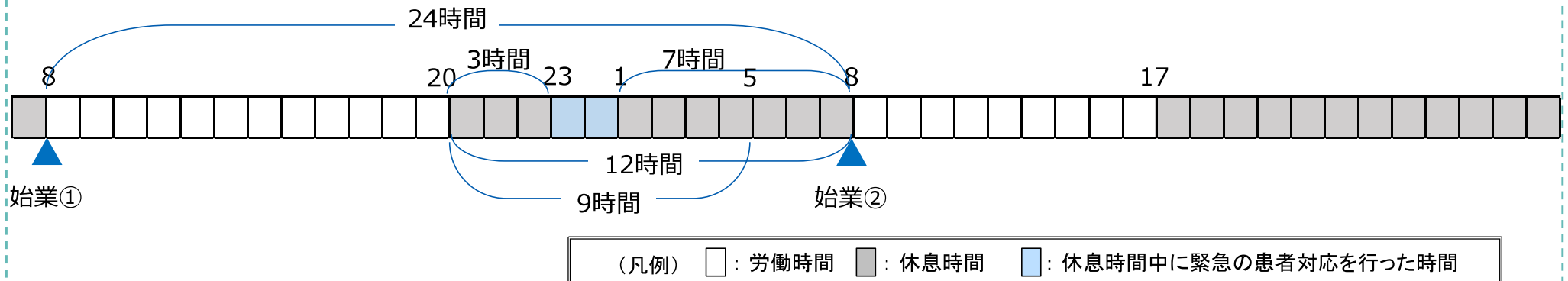
代償休息の付与方法については、対象となった時間数について、所定労働時間中における時間休の取得又は勤務間インターバルの延長のいずれかによることとするが、疲労回復に効果的な休息付与の観点から以下のような点に留意する。

- 勤務間インターバルの延長は、睡眠の量と質の向上につながる
- 代償休息を生じさせる勤務の発生後、できる限り早く付与する
- オンコールからの解放、シフト制の厳格化等の配慮により、仕事から切り離された状況を設定する

また、代償休息は予定されていた休日以外で付与することが望ましく、特に面接指導の結果によって個別に必要性が認められる場合には、予定されていた休日以外に付与する。

◆ 関連 Q A ◆

Q. 事前のシフトでは、勤務後、20時から翌日8時までのインターバルを予定（12時間）していたが、23時から翌日1時まで緊急の患者対応を行った。この場合のインターバルと、代償休息の考え方はどうなりますか？



A. やむを得ない理由により発生した労働に従事した時間までに勤務間インターバルとして継続した9時間の休息時間が取れていない場合は、代償休息で対応する必要があります。

今回の事例では、20時から勤務間インターバルが予定されていたとすると、予定されている勤務時間は翌日の業務開始までに9時間以上の休息時間が確保されていますが、深夜の呼出により2時間の実働が発生したため、9時間の継続した休息時間が確保できていません。

そのため、管理者には翌月末までに2時間を代償休息として確保する努力義務又は義務〔A水準医師は努力義務、B・C水準医師は義務〕が発生します。

一方、その後3時間分の休息時間（5時～8時）が確保できていることから、その時間を代償休息に充てたと整理することで、別途代償休息を与える必要はありません。

宿日直許可のある宿日直中に発生した代償休息の付与ルール

◆宿日直許可のある宿日直中に発生した労働に関する代償休息付与ルール◆

- 宿日直許可のある宿日直に継続して9時間以上従事する場合は、9時間の継続した休息時間が確保されたものとみなします。
- この場合に通常の勤務時間と同態様の労働が発生し十分な睡眠が確保できなかった場合は、管理者は、当該労働時間に相当する時間の休息を事後的に付与する配慮義務を負います。

※ 当該宿日直中に発生した労働の負担の程度に応じ、休暇の取得の呼びかけ等の休息時間を確保するための何らかの取組を行う義務が発生する。
(必ずしも結果として休息時間の確保そのものが求められるものではありません。)

◆ 関連Q A ◆

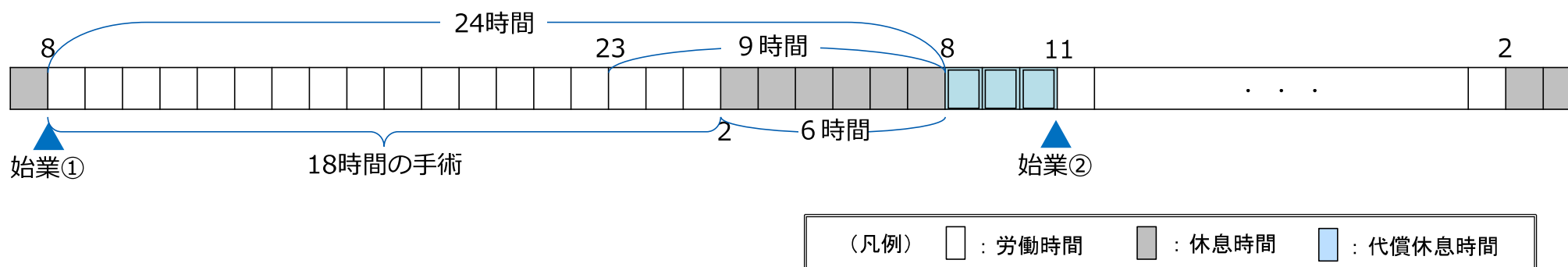
Q. 宿日直許可のある宿日直（9時間）中に業務が発生した場合、当該業務に従事した時間分の代償休息を付与しなければいけないのでしょうか。

A. 医師が宿日直許可のある宿日直中にやむを得ない理由で業務に従事した場合、管理者は代償休息を与えるよう配慮しなければなりません。C-1水準が適用される臨床研修医については代償休息の付与は義務となります。なお、宿日直中許可のある宿日直（9時間）に従事した後においては、通常と同態様の業務が発生したとしても、代償休息の（配慮）義務はありません。

例外：15時間を超える業務に従事する場合の勤務間インターバルについて

◆15時間を超える業務に従事する場合の勤務間インターバルのルール◆

- 勤務間インターバルは代償休息を付与することを前提とした運用は原則として認められません。
(例：継続した休息を8時間とする勤務シフトを組み、事後的に1時間分の代償休息を与える 等)
- 一方、長時間の手術(必要な術後の対応を含む。)により、個人が連続して15時間を超える対応が必要な業務が予定されている場合については、代償休息の付与を前提とした運用が認められます。
- ただし、医師の健康確保の観点から、当該代償休息については、翌月の月末までの間ではなく、当該業務の終了後すぐ(次の業務開始まで)に付与する必要があります。



宿日直許可済み外勤先医療機関の一覧

| | | | |
|----|-------------------------|----|----------------|
| 1 | おがわクリニック | 45 | 獅子目整形外科病院 |
| 2 | おび中央病院 | 46 | 社会福祉法人愛泉会 日南病院 |
| 3 | けいめい記念病院 | 47 | 宗正病院 |
| 4 | けんなん病院 | 48 | 春光会記念病院 |
| 5 | 小牧病院 | 49 | 潤和会記念病院 |
| 6 | さがら病院宮崎 | 50 | 小林市立病院 |
| 7 | すみ産婦人科医院 | 51 | 城南病院 |
| 8 | なんごう病院 | 52 | 整形外科前原病院 |
| 9 | ふくどめクリニック | 53 | 西浦病院 |
| 10 | みやた内科医院 | 54 | 西都児湯医療センター |
| 11 | メディカルシティ東部病院 | 55 | 西都病院 |
| 12 | 近間病院 | 56 | 千代田病院 |
| 13 | 医療法人愛鍼会 山元病院 | 57 | 増田病院 |
| 14 | 医療法人義貫会 中島病院 | 58 | 速見泌尿器科医院 |
| 15 | 医療法人博愛社 佐土原病院 | 59 | 大悟病院 |
| 16 | 永田病院 | 60 | 大江整形外科病院 |
| 17 | 園田病院 | 61 | 大塚病院 |
| 18 | 延岡市夜間急病センター | 62 | 辰元病院 |
| 19 | 押川病院 | 63 | 谷口病院 |
| 20 | 海老原総合病院 | 64 | 谷村病院 |
| 21 | 海老原病院 | 65 | 池井病院 |
| 22 | 吉見病院 | 66 | 池田病院 |
| 23 | 橘病院 | 67 | 竹内病院 |
| 24 | 宮永病院 | 68 | 鶴田病院 |
| 25 | 宮崎医療センター病院 | 69 | 天草中央総合病院 |
| 26 | 宮崎県済生会日向病院 | 70 | 渡辺産婦人科 |
| 27 | 宮崎県立こども療育センター | 71 | 都城医療センター |
| 28 | 宮崎市郡医師会病院 | 72 | 都城市郡医師会病院 |
| 29 | 宮崎市郡医師会病院夜間急病センター（外科のみ） | 73 | 都城新生病院 |
| 30 | 宮崎善仁会病院 | 74 | 都城夜間急病センター |
| 31 | 宮崎中央眼科病院 | 75 | 都農町国民健康保険病院 |
| 32 | 協和病院 | 76 | 藤元上町病院 |
| 33 | 金丸脳神経外科病院 | 77 | 藤元病院 |
| 34 | 隅病院 | 78 | 藤木病院 |
| 35 | 串間市民病院 | 79 | 徳田脳神経外科病院 |
| 36 | 県立日南病院 | 80 | 内村病院 |
| 37 | 古賀総合病院 | 81 | 南部病院 |
| 38 | 高宮病院 | 82 | 日南市立中部病院 |
| 39 | 国民健康保険諸塚診療所 | 83 | 日之影町国民健康保険病院 |
| 40 | 国立病院機構宮崎病院 | 84 | 迫田病院 |
| 41 | 黒瀬病院 | 85 | 美郷町国民健康保険西郷病院 |
| 42 | 黒木病院 | 86 | 野崎病院 |
| 43 | 鮫島病院 | 87 | 野田産婦人科医院 |
| 44 | 三股病院 | 88 | 和田病院 |

※掲載している医療機関での宿日直は、勤務間インターバルとみなされます。

なお、人事係で確認した医療機関のみを掲載しておりますので、対象医療機関はこの限りではありません。